

## 醍醐寺三宝院庭園の 築造に関する小考

京都市伏見区所在の醍醐寺三宝院庭園は、豊臣秀吉が自ら現地に赴いて縄張りをおこない、秀吉没後は醍醐寺座主・義演准后が作庭を引き継いで完成させたものである。秀吉の縄張りに基づく作庭が慶長3年(1598)4～5月の約40日間、義演による作庭は翌慶長4年から元和10年(1624)までの26年間であり、その過程は、『義演准后日記』(以下、『日記』と言う)に克明に記録されており、『日記』および現存の状況をもとにした研究が、外山英策、吉永義信、重森三玲、森蘆、中根金作ら多くの庭園史研究者によってなされてきた。すでに研究され尽くしたかの感のあった三宝院庭園であるが、先行研究の成果を参照しつつ再度検討した結果、いくらかの新たな知見および推論を得た。なお、本稿は拙稿「三宝院庭園」(『醍醐寺大観・第三巻』岩波書店2001)と内容の一部が重複することを断っておきたい。また、現在の三宝院は義演准后の頃およびそれ以前は「金剛輪院」と呼ばれていたが、本稿では「三宝院」として記述する。

**藤戸石の配置** 三宝院庭園の「主人石」とされるのが、池南岸の平地に、脇石を両側に従えて立つ藤戸石である。慶長3年4月7日の縄張りに引き続き、8日に聚楽第から搬入された藤戸石は、翌9日に庭に立てられる(『日記』)。その位置が現在の宸殿の真南にあたることは、これまでも指摘されてきたが、平面図上でその位置を計測したところ、東の築地塀からは50m、西の築地塀からは52mの距離にあることがわかった。東の築地塀の位置が慶長の義演再興時から不変であるのに対し、西の築地塀は、江戸時代後期に西向きに唐門を現況の南向きに変更したことによる若干の変動が考えられる。藤戸石は、本来、東西両築地から等距離すなわち50mの位置に据えられたと考えてよからう。さらに、藤戸石から北にその50mの点を取ると、宸殿・上座の間にあたる。宸殿は、義演再興時の書院を前身とする建物であり、『日記』慶長4年12月19日条によれば身分の高い小人数の接待座敷として用いられており、三宝院殿舎群のなかでもきわめて重要な建物であったことがうかがえる。

要するに、東西の築地塀から等距離の位置に藤戸石を置き、藤戸石からその距離を北に計った位置に重要建物

である書院の上座の間をあてたと考えられるのである。これは、藤戸石が庭園の中心であるばかりでなく、建物の配置までも支配する役割を持ったことを示すものと見てよいだろう。さらに、直角定規とデイクナイダを用いたような幾何学的な配置手法も注目に値することを指摘し、そのよって来たとする所の解明を今後の課題としたい。

**座観式庭園から廻遊式庭園へ** 元和9年から10年にかけては、賢庭による多数の立石など大規模な庭の改修が行われているが、なかでも注目すべきは南庭における橋の整備である。『日記』の記載を列挙すると、元和9年3月27日「南橋」、28日「西小池石橋」、29日「東石橋」の架け直し、5月11日「南方ノ石橋」。28・29日「木反橋」、6月2日「瀧前板橋」、3日「西板橋」、元和10年2月9日「芝橋」、18日「松嶋芝橋」、19日「中瀧前橋」と「西の水道石橋」、5月12日「(松嶋)西ノ方石橋」。

むろん、それまでも三宝院の池には橋が架かっていたが、秀吉による三宝院庭園作庭の目的は後陽成上皇の行幸にあたっての接遇であり、庭園は着座位置からの庭園の鑑賞に主眼を置いた座観式の庭園として計画されたものであった。秀吉の死去によって後陽成上皇の行幸は実現せず、建築計画も変更を余儀なくされたわけであるが、庭園は建物内部からの鑑賞に対応する座観式庭園としての様式を保っており、そこに架けられた橋は、あくまでも景色としての効果を意図したものであったのである。一方、この時期の多数の橋の築造および改修は、あきらかに座観式から、庭園に降りたて散策や舟遊びを楽しむという明確な機能転換の意図の下になされたものであった。事実、『日記』によれば、元和10年2月11日に義演は池で初めての舟遊を楽しんでいる。

庭中散策・舟遊といった機能にさらに庭内の茶室や亭を巡るといった側面を加えて成立するのが江戸時代の代表的庭園様式・廻遊式庭園である。その嚆矢ともいべき桂山荘(現・桂離宮)の第一期作庭が元和6年から寛永2年(1625)にかけてのことであり、『鹿苑日録』寛永元年6月18日条には、池・築山・橋・亭・舟などで構成されたその庭景が記されている。三宝院庭園での同時期の多数の橋の築造・改修がこうした作庭風潮の下にあることは間違いのないところであろう。そして、後年、現在も庭園東部にある沈流亭などの建物が庭内に建って廻遊式庭園の様相を整えるのも、このときの機能転換が基盤



図4 現・表書院から南大池(対岸の立石が藤戸石)

となっているのである。

**賢庭は与四郎か** 三宝院庭園の作庭に直接的に従事した技術者として『日記』には、「仙」、「与四郎」、「賢庭」が登場する。仙は、藤戸石の立石というきわめて重要な作業に従事しているものの、そのことを記した慶長3年4月8日条に記載があるだけである。秀吉を引き継いだ義演による作庭の要所を担った技術者は与四郎と賢庭であった。与四郎の名が『日記』に初めて現われるのは慶長3年6月3日条であり、秀吉の伏見城の作庭にも関わっていたことが記されている。与四郎は、以後同4年閏3月に常御所南庭の立石、同5年2月には主庭の石組を行っている。一方、『日記』での賢庭の初見は同7年2月11日条で、13日条には泉水石組の謝礼として義演から褒美を受けたことが記されている。その後、賢庭の名は同13年から元和9年までたびたび現われ、蓬萊島の改修や池東南部の滝石組といった義演による三宝院作庭のなかでも重要な部分を担っていたことがわかる。また、「賢庭」の名は、天下一の作庭の上手として後陽成上皇勅定の号であることが、慶長20年9月3日条に記されている。

与四郎と賢庭の関係については、外山英策は別人説をとったが(『国華』436号1927)、重森三玲らは断定をさけつつ同一人物説、すなわち慶長5年から同7年までの間に与四郎が賢庭の号を受けたとの説を提起した(『日本庭園史大系』8 桃山の庭(一)社会思想社1971)。この問題に関連して、川嶋将生氏は、『東福寺文書』577号文書(『大日本古文書』家わけ二十)の正保4年(1647)6月13日付「横大路村諸給人指出切帳」に賢庭が東福寺領の計十五石一升三合の給人として記されていることを報告した(『洛中洛外の社会史』思文閣出版1999)。川嶋氏も指摘するように、勅定の号である賢庭が世襲されるとは考えにくく、

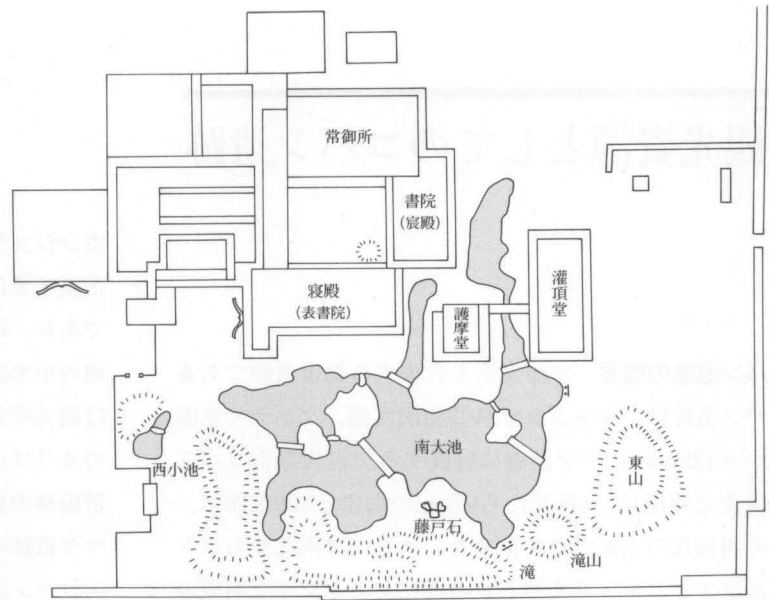


図5 義演復興時推定復元図(建築：藤井恵介氏、庭園：筆者)

この賢庭は『日記』の賢庭と同一人物であることは間違いなからう。そして、正保4年は『日記』慶長7年の賢庭の初見から45年後のことである。慶長7年時点での賢庭は、勅定の号を受けていることからしてそれほどの若輩とは考えにくい。当時、仮に35歳であったとしても、正保4年には80歳ということになり、当時としてはかなりの長命であったことがうかがえる。ここで思い出されるのは、室町時代、8代将軍足利義政の同朋衆に取り立てられた作庭家・善阿弥である。『鹿苑日録』長享3年(1489)6月5日条によれば、善阿弥は足利義政と同じ至徳3年(1386)寅年の生まれで97歳の長寿を全うしたことがわかる。また、『蔭涼軒日録』明応元年(1492)11月29日条に「善阿」の名が見えるが、これは初代善阿弥の子・小四郎と考えられ、小四郎もまた父の生年から考えて70才を超える高齢で作庭にたずさわっていたものと推測される。その子又四郎については、長命を知る記録はないが、『鹿苑日録』永正元年(1504)4月20日条に記載があり、祖父・父の生年から考えて、当時としてはけっして短命でなかったことは確かであろう。最新の人間の寿命に関する研究によれば、人間の四番染色体に百歳の長寿を可能にする遺伝子の存在が判明し、長寿はこれまで考えられていたよりも特定の遺伝子の働きの占める割合が大きいことが指摘されている。したがって、あくまで傍証の一つに過ぎないが、長命という観点に立てば、賢庭が善阿弥の直系の子孫である可能性が指摘できる。一方、名前の観点から、与四郎が小四郎、又四郎の直系の子孫である可能性も十分にうかがえる。

賢庭は、善阿弥・小四郎・又四郎直系の子孫で、「四郎」の名を踏襲する与四郎その人に他ならない、という仮説を提出し、後考を待つこととしたい。(小野健吉)